令和４年度税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

＜はじめに＞

令和元年末から世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は、日本国内でも感染拡大が収まらず、日本経済に大きな打撃を与えている。特に、感染者数が減少しない地域においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し適用され、生活や事業などあらゆる面で制限を受け続けている。政府は財政支援を積極的にしているとはいえ、長期にわたる影響で、資金力の弱い中小企業は限界にきている。

中小企業は日本経済の基盤であり、雇用や地域経済に多大なる貢献をしている。そのためにも、中小企業が引き続き事業活動が継続できる実効性のある支援策を迅速に行うことが急務である。

感染症の収束を見据えて、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じ、引き続きこれから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が必要である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

＜基本的な課題＞

Ⅰ．税・財政改革

１．財政健全化に向けて

我が国の財政は、社会保障関係費の増大等を背景に財政健全化に向けた道筋が極めて不透明である。全ての団塊世代の人が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年度以降は社会保障費の一層の増加は明らかである。2025 年度までには 2020 年度から先送りされた基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化の実現が必要である。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済状況の悪化を考慮し、国会議員の歳費を 2 割削減する改正歳費法が成立したが、引き続き目標と具体策を策定し、歳出改革を断行することが急務である。

特に社会保障制度についての抜本的な改革が不可欠である。構造改革を行い社会保障関係費の伸びを抑制しなければならない。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

（１） 年金制度については、将来世代が安心できる持続可能な制度にするためにも、給付と負担の見直しが必要である。また、高齢者の就労意欲を削がないよう受給開始年齢の引き上げも考慮する必要がある。

（２） 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。予防や健康づくりの取り組みに対して、財政面でのインセンティブ措置を進めていくべきである。

（３） 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の処遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。

（４） 生活保護については、受給条件や水準を見直すとともに不正受給防止に努める。また、受給者の自立支援も併せて行う。

（５） 少子化対策については、企業任せでなく、子どもは社会全体で育てるという制度として、出産や育児のサポートをしていくべきである。

３．行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。国、地方の議員及び職員の定数削減と機構のスリム化によるコスト削減、特殊法人の整理による支出削減を徹底し、小さな政府を望む。民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図り、無駄を徹底的に排除すると共に、歳出の使途を明確化し情報公開を実施する。そして、我々国民は国政を厳しくチェックする役割を、今まで以上に果たすべきである。

４．消費税引き上げに伴う対応措置

令和元年 10 月から実施されている軽減税率制度は、対象品目及び取引の判定が困難であり、事業者の事務負担が増加するなど不合理・不公平である。また、低所得者対策が目的であるにもかかわらず、効果は限定的である。したがって、軽減税率制度を廃止し、単一税率にすべきである。

令和 3 年 10 月から適格請求書発行事業者の登録が開始されることとなる。インボイス方式は、現行の請求書等保存方式と基本的な考え方として全く異なる制度であり、過度の事務負担を生じさせる。新型コロナウイルス感染症拡大にある状況下において、インボイス方式の導入時期の延期や現行の請求書等保存方式を当面維持するなど弾力的に対応することを検討すべきである。

５．マイナンバー制度　等

マイナンバーカードを健康保険証として利用出来るようにする仕組みを令和３年３月下旬に予定していたが、試行段階でのデータの誤入力などによるトラブルが相次いだため本格運用は先送りとなり、制度運用の不安を露呈した。適切な運用が出来るよう迅速に対策を講じるとともに、引き続き国民や事業者が正しく理解されるよう、更なる周知に取り組んでいく必要がある。

運用に当たっては個人情報の流出等に対する防衛措置や不正利用の防止等を徹底した上で、行政の効率化だけでなく、納税者の利便性向上を高めていくことが重要である。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

１．法人実効税率のあり方

平成２８年度税制改正において国・地方を通じた法人実効税率がようやく20％台に引き下げられ、20％台前半が主流となりつつある欧州やアジア主要国に一歩近づき、更なる引き下げを見据えていたところであったが、本年の主要７カ国（Ｇ７）の財務相会合では、「少なくとも15％」とする米国案を支持することで一致した。近年の国際的な法人税の引き下げ競争を終わらせる狙いによるものである。背景には大企業の課税逃れや期待した投資増加につながらないという課題があった。今後、国際的なルール作りが進んでいくと思うが、我が国においても国際競争に取り残されないように注力した中で、今後の方針を慎重に検討してもらいたい。

２．中小企業の活性化に資する税制措置

平成31年度税制改正において中小法人に適用される軽減税率の特例15％の適用期限が２年延長されたことは評価するが、時限措置ではなく本則化するよう求める。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1600万円程度に引き上げることを要望する。

３．事業承継税制の拡充　等

平成30年度税制改正で、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度について、事業承継税制の特例が創設され、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、10年間の抜本的改革が行われたことは評価するが、中小企業がより円滑な事業承継を行うためには、まだ不十分であることから、さらなる見直しで、本格的な事業承継税制の創設を求める。

事業用資産を一般資産と切り離し、事業の業種や利用形態により相続税の軽減や免除、贈与税の免除をする制度を創出することにより法人の事業解体を抑制する必要がある。

Ⅲ．地方のあり方

１．地方創生

景気の基盤は依然としてぜい弱なままであり、さらには地方の中小企業等にとっては、未だ景気の回復を実感できるレベルには無いことから、地方に目を向け、地方からの景気回復を目指した施策の充実を図る。

ふるさと納税制度により一部の自治体は税収の改善や活性化がなされているようだが、納税者が関わりのない自治体に納税することは本来の目的とは異なる。返礼品という制度ばかり注目されている現状も含め制度の見直しが必要である。

２．財政・行政の効率化　等

地方行財政改革のためには、国と地方の役割分担を明確にした上で権限を委譲し、地方も広域行政による効率化を図り、地方の自主決定により地域特性を活かした経済発展を目指すべきである。また、単年度会計を改め複式簿記導入による行政コスト計算結果公表など予算の無駄を発見しやすくするための財政改革に取り組むべきである。

行政は民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図るべきである。

＜税目別＞

Ⅰ．法人税関係

１．役員給与の損金算入の拡充　等

法人税法では役員給与を原則損金不算入としている。いわゆるお手盛り防止の規定であるが、法人税法上では「役員」の範囲が会社法より広く、少数の株主によって支配される「同族会社」の場合は、その使用人の中に大株主の関係者（特殊関係使用人）がいると、会社法上は使用人であっても税法上は「役員」となることがある。

従業員同様、経営業務に対する役員のモチベーションを高く維持するには、役員の報酬等を会社の業績に連動させて決めている会社がほとんどである。なお、法人税法では、「同族会社ではない会社」は役員の業績連動給与が全額損金算入される。

日本経済を支えているとされる中小法人の多くは同族会社であり、社会保険料増額や消費税増税による費用負担増、新型コロナウイルス感染症による収入減少により、ほとんどの中小法人がこれまで以上の厳しい運営を余儀なくされている。さらには廃業に追いやられる中小法人も増えることが予想される。現状の同族会社に対する様々な条件を緩和し、役員給与を原則損金算入とすべきである。

Ⅱ．個人所得税

１．所得税のあり方

多様な働き方を見据えて、いわゆるフリーランスの人達を支援するために給与所得控除、基礎控除の改正がなされたが基礎控除の大幅な拡充は広く、薄く税を徴収する事に対しては逆行する。また給与生活者以外への所得補足の強化が当然必要で、そうでなければ給与所得者の不公平感が増大する。

２．各種控除制度の見直し　等

現行の所得控除制度（基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除）は累進税率のもとでは高所得世帯ほど税負担が軽減されており公平な制度とは言えない。また、女性の活躍を促進する観点や、新型コロナウイルスの影響等により副業を認める企業が増加するなど働き方が多様化していく中でこれまでの所得控除制度だけでは対応しきれない可能性があり、こうした経済再生の原動力となるビジネスモデルの変革を強力に後押しする税制の整備が必要である。

また、現在、扶養控除の金額は第１子、第２子とも変わらないが、第１子よりも第２子、第２子よりも第３子の控除額を増額し、控除できない場合は給付を行うなど、税制面から子育て世代を応援する制度の確立を主張する。

Ⅲ．相続税・贈与税関係

１．相続税・贈与税

相続税は、基礎控除額の引下げにより、わが国の相続税負担感が増している。基礎控除額を改正前に戻すよう要望する。

贈与税については、これ以上の課税強化は行うべきでなく、経済活性化の為にも贈与税の基礎控除金額１１０万円を拡大すべきである。

Ⅳ．地方税関係

１．固定資産税の抜本的見直し　等

地方の自主財源として大きな比重を占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われているが、居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に、商業地等の宅地の評価はより収益性を考慮した評価方法をとり、軽減の方向で見直すべきである。

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないばかりか、我が国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏在する不公平な税制であるため、償却資産に対する固定資産税は廃止することを求める。

＜その他＞

Ⅰ．震災復興等

震災復興税制については効率的に消費し、可能な限り早期に復興措置を達成し、特別徴収の解除を実現するべきである。また、同時に防災、減災対策の推進は、税制上の優遇措置も含めて国が総括的に支援していくことが求められる。

Ⅱ．租税教育

納税の意義、税の役割について、必ずしも地域の方々が十分に理解し、認識していない部分があるため、社会全体で租税への教育、意識の向上に取り組んでいく必要がある。

特に、学校教育の場を通じて租税教育を行うことは、成長段階において社会における税金の大切さを理解させることになり、正しい納税意識を育むことが出来る。

Ⅲ．印紙税

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、近年の電子商取引などに対して印紙税の対象とならない取引と契約書や領収書等印紙税の対象となる取引などその手段の選択によって課税の公平性が阻害されている点において電子化への対応が比較的遅れている中小企業に負担が偏っている。また、書面の存在を前提とした文書課税であり納税分野のデジタル化を推進する上で明らかに逆行するものである点から印紙税は速やかに廃止すべきである。

７つの間違い探し

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますかな？（答えは9頁にあります）

【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）　専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。